

京都市農業振興センター規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年7月21日

京都市長 門川大作

京都市規則第38号

京都市農業振興センター規則の一部を改正する規則

京都市農業振興センター規則の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

3 南部農業振興センターに洛西分室を置き、京都市西京区大原野東境谷町二丁目1番地の2に設置する。

第2条第1項中「施設係長」の右に「(南部農業振興センターに限る。)」を加え、同条第2項中「センターに」の右に「担当課長、」を、「所長補佐」の右に「、担当課長補佐又は担当係長」を加える。

第3条第3項中「係長」を「担当課長、担当課長補佐、係長及び担当係長」に改める。

第4条中「又は係長」を「、担当課長補佐、係長又は担当係長」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、所長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

第5条第3号中「調査」の右に「及び同地域の管理」を加え、同条第6号中「。以下同じ」を削り、「こと」の右に「(南部農業振興センターに限る。)」を加え、同条第7号及び第8号中「こと」の右に「(南部農業振興センターに限る。)」を加え、同条第9号を削り、同条第10号中「水源対策」の右に「(山地水に関するものを除く。)」を、「こと」の右に「(南部農業振興センターに限る。)」を加え、同号を同条第9号とし、同条第11号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同条第15号中「こと」の右に「(南部農業振興センターに限る。)」を加え、同号を同条第14号とし、同条第16号中「こと」の右に「(南部農業振興センターに限る。)」を加え、同号を同条第15号とする。

第6条中「産業観光局長」を「産業観光局農林政策担当局長」に改める。

別表北部農業振興センターの項中「京都市北区紫竹東高縄町69番地の1」を「京都市北区紫野東御所田町33番地の1」に改め、「及び左京区」を「、左京区(京北・左京山間部農林業振興センターの所轄区域を除く。)、中京区及び右京区(京北・左京山間部農林業

振興センターの所轄区域を除く。)」に改め、同表西部農業振興センターの項及び東部農業振興センターの項を次のように改める。

南部農業振興センター	京都市伏見区鷹匠町39番地の2	東山区, 山科区, 下京区, 南区, 西京区及び伏見区
------------	-----------------	-----------------------------

別表備考中「産業観光局長」を「産業観光局農林政策担当局長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年7月26日から施行する。

(行財政局人事部人事課)